

広島県告示第五十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定によって、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 名称

灰塚鳥獣保護区

二 区域

三次市三良坂町地内の市道萩原線と市道長沢線との交点を起点として、同所から市道萩原線を東方に進み市道反谷線との交点に至り、同所から市道反谷線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を南方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南方に進み市道湯谷大谷線との交点に至り、同所から市道湯谷大谷線を北方に進み市道大谷川線との交点に至り、同所から市道大谷川線を南西方に進み市道湯谷線との交点に至り、同所から市道湯谷線を南東方に進み市道羽地中瀬線との交点に至り、同所から市道羽地中瀬線と市道湯谷線との交点に至り、同所から市道羽地中瀬線を南東方に進み主要地方道三良坂総領線との交点に至り、同所から市道羽地中瀬線を北東方に進み市道田総の里線との交点に至り、同所から市道御調谷羽地線を南方に進み主要地方道三良坂総領線との交点に至り、同所から市道御調谷羽地線を西方に進み市道木屋谷筋線との交点に至り、同所から市道を東方に進み市道祇園線との交点に至り、同所から市道祇園線を南西方に進み市道室谷枯木線との交点に至り、同所から市道室谷枯木線を西方に進み市道倉谷線との交点に至り、同所から市道倉谷線を南西方に進み一般県道三良坂総領線との交点に至り、同所から同一一般県道を南西方に進み里道との交点に至り、同所から同里道を南東方に進み千束池の堰堤の交点に至り、同所から同堰堤を南方に進み普通河川千束川に至り、同所から同普通河川を西方に進み一般県道梶田三良坂線との交点に至り、同所から同一一般県道を南東に進み市道矢田三田戸線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み主要地方道三良坂総領線との交点に至り、同所から同主要地方道を西方に進み市道棗原線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み市道暮石線との交点に至り、同所から市道暮石線を北東方に進み市道萩原線との交点に至り、同所から市道萩原線を西方に進み灰塚ダムの洪水時汀線との交点に至り、同所から同汀線を南西方に進み市道長沢線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで